

## 辺野古新基地建設予定地の活断層問題の究明を求める意見書（案）

米海兵隊普天間基地の「移設先」という名目で沖縄県名護市辺野古での新基地の建設工事が、沖縄県民の民意を無視し、現場で非暴力で抗議する市民を弾圧しつつ進められている。政府と沖縄防衛局は、今夏にも護岸工事の一部を完成させ土砂投入を開始する方針を表明しているところである。

しかし昨年秋より、滑走路はじめ基地の主要部分が建設される大浦湾の海底部に「活断層」があるのではないかとの問題が浮上している。この問題は2000年に防衛庁（当時）が「代替施設建設協議会」に提出した「推定地層断面図」に、大浦湾海底部の50m以上の「落ち込み」について「基盤中の断層によると考えられる落ち込み」と記載されていたことが発端である。

琉球大学名誉教授の加藤祐三氏（岩石学）は「落ち込みが比較的新しい時期にできていれば、海底に活断層が伸びている可能性がある」と指摘している。活断層は過去に地震を起こした形跡があり、将来も地震を起こす可能性がある断層である。さらに、この「落ち込み」が確認された「琉球層群」は軟質で浸食を受けやすい琉球石灰岩を含む地層であることは、沖縄防衛局公表の調査結果にも示されている。このような立地に大量の弾薬や化学物質、燃料等を扱う軍事施設を建設することは極めて危険である。

昨年11月、政府はこの活断層問題を取り上げた参議院での質問主意書に対する答弁書を閣議決定し、「既存の文献」を根拠に「活断層」の存在を否定したが、「活断層」の疑いを明記している別文献を意図的に無視したものであることが判明している。また、沖縄防衛局は2014年以来現在に至るまで延々と海上ボーリング調査と音波探査を続けているが、その調査結果は一切示されていない。

「耐用200年」とされる辺野古新基地の建設と運用はすべて我が国が負担することになっている。事業主体である国が立地条件の適合性について主権者・納税者への説明責任を果たすことは当然である。

よって、政府、防衛省においては現在の護岸工事を全面的に凍結し、「活断層」「琉球石灰岩層」をはじめ、本新基地建設に関わる諸問題についての国民への徹底的な説明責任を果たすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣 あて